



Title	17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官
Author(s)	蓮田, 隆志
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2005, 39, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6203
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官

蓮田 隆志

はじめに

夏四月、鄭杠が初めて監班を設置した。

旧制では（官僚組織は）ただ文班と武班の二つだけだったが、この時にいたって宦官が権力を恣にし、鄭杠は監班を増置し試験に合格したものに官職を授けさせた。士大夫たちはこれを恥としたが、敢えて異議を唱える者はいなかった。景興年間の初めになって、やっと廃止した。（『欽定越史通鑑綱目』卷38、懿宗永佑5年（1739）夏4月条）

ここに言う監班とは宦官によって構成される組織だが、それが文班（科挙官僚）・武班（軍事指揮官）と鼎立する地位を得たのである。宦官とはその淵源に遡るまでもなく人ならぬ存在である。周知の通り中国においても宦官が専権を振るう時代がたびたびあった。だが宦官組織が理念的にも士大夫や將軍達と同じ立場に置かれたわけではない。君寵などを背景としつつあくまで実態として実権を掌握していたに過ぎない。翌年に廃止されたとはいえ¹⁾、出来したことそれ自体がおよそ中華世界の常識では考えられぬ特異な事態であった。この約100年前、角倉氏の朱印船に舵手として雇われたオランダ人フランソワ・ヤコブセン・フィッセルは「この国（鄭氏政権下の北部ベトナム）は主に宦官達により治められている。」と証言しており[永積 1969：14]、さらに100年前の1533年正月に黎朝が再興された際、

阮淦ら開国功臣子孫の將軍と並んで宦官の丁公の名が見え、少尉雄國公という高位の官爵を帯びている²⁾。『綱目』撰者の言とは裏腹に、どうやら黎朝中興の時点で既に宦官は政権の中枢に根を張っていたようだ。

では、彼等宦官は政権内部において具体的にどのような位置を占めいかなる役割を担っていたのだろうか。後期黎朝の政治史は研究の蓄積に乏しく、文人官僚の復権を扱ったティラーの論文 [Taylor 1987]、莫朝と鄭氏政権との政治イデオロギーの差異を論じたウィットモアの論文 [Whitmore 1995] が専論としてはほぼ全てと言ってよい。この二人を含めた諸研究は15世紀から19世紀前半という長い時間設定を行い、科挙官僚を代表とする文人と黎朝中興を主導した武人との覇権争いがこの時代を貫く主要な対立軸であり、しかもそれが地域対立（紅河デルタ＝文 vs 清華＝武）とリンクしていると論じた [Smith 1973; Taylor 1987, 1998; Whitomore 1995, 1997; 八尾 2001ab]。宦官への言及は若干あるものの文武の対立というトレンドとの関係は示されていない。唯一ユ・インスン [Yu 1980: 21] が、鄭氏は官僚集團に全幅の信頼を置けなかったため宦官への依存を強めたとやや具体的に見通しを示している。一方でベトナム（と）の対外関係を扱う諸研究が存在し、17世紀北部ベトナムの対外関係史に関わるものも少なくない³⁾。先行するイメージの一方で現地史料は殆ど存在しないため外国史料を用いた研究が中心となるが、そこで紹介された諸事例からみて宦官が貿易に関与し外国商人との取り次ぎ役でもあったことは確かである。しかしながら登場する宦官自体に分析は殆ど加えられておらず、前述の政治史研究ともあまり連携がとれていない。また特に欧文史料に登場する人物の殆どがベトナム側の史料に対応する人物を同定できないという問題を抱えている。

宦官に着目した専論としては和田正彦の一連の論考が古代から19世紀までの宦官の事績を網羅している [和田 1976, 1977, 1978]。和田 [1978] で

は鄭氏政権下において宦官が行政・軍事・財政各方面で重きをなしたこと が年代記史料の博摠によって示された。かつ黎朝皇帝に仕える文官と鄭主 に仕える宦官との間には対立があり、それは李朝における科挙制度創始以 来のものだとする。但し和田論文はティラー等の研究と連関することなく 孤立したままでその後の進展は見られていない。

和田の段階では年代記類など編纂史料に全面依存せざるを得なかつたが、 その後の史料状況の改善によって収集しうる事例も増加している。また上 記の諸研究の成果を踏まえた上で、特定の時代・政治状況の中での宦官の 地位や総体としての宦官勢力の役割などに踏み込むことも一定程度可能に なってきている。本稿は文理侯という宦官に関する史料の検討から出発す る。後年、冒頭に引用した監班成立という事態が出来するということを踏 まえつつも、まずは個々の宦官の動向や位置を17世紀北部ベトナムの政治 史の中に位置づけようと試みるためである。

本論に入る前に17世紀初頭の政治情勢を確認しておく。1428年に成立し た黎朝大越国は16世紀にいったん莫登庸に篡奪されて中絶するが（前期黎 朝：1428-1527）、すぐさま再興されて18世紀末葉まで存続する。これが後 期黎朝または中興黎朝（1533-1789）である。後期黎朝は1592年に東都（昇 龍、現在のハノイ）を回復し、莫朝を北部山岳地帯に駆逐して旧領をほぼ 回復したが、その間に皇帝黎氏は実権を失い権臣鄭氏が権力を掌握、1600 年以降は王を名乗って事実上の君主として代々君臨した。これを鄭氏政権 と呼ぶ。一方、黎朝中興の元勲の一人阮淦の次子阮潢は遠方の順化・広南 （現在の中部ベトナム）の太守へと転出し、鄭氏に対して面従腹背しつつ 自立化傾向を強めた。子の阮福源は黎朝の正朔は奉じるもの鄭氏の支配 を拒否し1627年以降断続的に戦火を交えるに至る（広南阮氏政権、阮氏広 南国）。また外国人は前者をトンキン（東京）、後者をコーチシナ（交趾支 那）と呼んで区別した。本稿では前者のみを扱うため、ベトナムとは特に

断らない限り鄭氏政権支配下の北部ベトナムのこととを指す。

1. 対外交易と宦官：文理侯の場合

文理侯は日本・朝鮮・ベトナムそれぞれの史料に登場する点で極めて特異な人物である。そこでまずは各国史料に登場する文理侯を順に見ていく。日本史料に登場する文理侯については既に先学の言及 [川島 1917; 岩生 1944] があり、とくに角倉氏と関係が深かったことが分かっている。その初出は弘定6年（1604）3月16日付で文理侯の衙官で義良男の爵位を有する陳職なる者が乂安に来航した角倉船の船長に宛てた書簡で、林屋辰三郎 [1944: 73-74] はこれに依って文理侯をベトナム側の通商責任者と推測している⁴⁾。【表1】は日越貿易に関わる外交文書にみられるベトナム側官人のリストである⁵⁾。No. 4 の「安南国文理侯達書」では次のようにあり、舒郡公（阮景堅）・駒馬の広富侯と共同して難破した角倉船の処置に当たっている⁶⁾。

安南国乂安処総太監掌監事文理侯の文理侯が達書して日本國の船の船長の弟である莊左衛門（以下16人を列記）等に与える。もと往来していた角倉船で難破した者達は全部で105名である。本処（乂安）の官である大都堂右府舒公・文理侯・駒馬官広富侯はともに功徳を遍く及ぼしたいと思っていたが、お前達が遠国にて飢えているという事情を哀れんで私財を出して給養し、生きて再び鄭王（平安王鄭松）に拝謁して自分たちのことを上申させた。鄭王の徳は広く、お前達に食料・衣服を与えて旨を下して日本へ帰らせてくださるのはまことに幸いである。そこで大都堂の舒公等の官員は船を建造して本国（日本）へ帰ることを許し、それによって当初からの功徳の気持ちを全うする。ここに達書して日本國へ帰す。弘定十一年（1610）二月 日 押。

文理侯が見える最後の史料は回易大使司貞順子元こと角倉玄之が文理侯に宛てた慶長17年（1612）正月3日付けの書状である（【表1】No.5）。よって文理侯は少なくとも1604～1612年頃まで乂安に駐在して対日貿易に関与していたと考えられる。その肩書きは上記「安南国文理侯達書」の「安南国乂安処総太監掌監事文理侯」がもっとも詳しいがいずれも姓名は記されていない。

朝鮮史料では秀吉の朝鮮出兵で捕虜となり朱印船に乗り組んでベトナムに渡った趙完璧の伝記『趙完璧伝』に記載があり、岩生成一〔1944〕が全文を掲載し、渡航の年次などを確定させている。

趙完璧は晋州の士人である。弱冠にして丁酉倭変（慶長の役）に遭遇して捕虜となり日本の京師、即ち天皇の居所に入った。倭人に使役されることになって大変苦しみ、故郷を懐かしんで常に逃げ帰ろうとしていた。倭奴は生を軽んじて殺すことを重んじ、商売を農業がわりにして船を馬の用に操り、海外の南蛮諸国ではどんな遠いところでも行かないところはなかった。趙完璧は文字に明るいので引き連れて舟に乗せられ、甲辰の年（1604／弘定5）から連年三度安南に渡った。

安南は日本を去ること海路で三万七千里である。薩摩から出帆して、中国の漳州・廣東等の界を経て、安（南）の（乂安に属する）興元縣に至る。その縣はその国の東京から八十里で、東京はその国の都である。国内は二国に分れ、一方は安南國もう一方は交趾國である。互いに相争っているがまだ勝負はついていない。

（興元縣には）文理侯の鄭勑という者がいて年は八十才である。住居はとても豪華である。その地の家々の多くは茅葺きなのに文理侯の家は瓦葺きで、その瓦は石灰のパテでつなぎ合わせ、孔雀の羽で薄絹のような布を織って帳としていた。ある日、趙完璧を家に招いたので

行ってみると、高官数十人が並んで座り宴会をしていた。趙完璧が朝鮮の人であるということで皆手厚く応対してくれ、また一方で酒食を勧めてくれた。(中略)そこで一冊の本を出して彼に見せてこういった「これは貴国の李芝峯の詩です」と。芝峯とはすなわち李暉光の号である。その詩は丁酉の年(1597／光興 20)に李暉光が中国に奉使したときに、その国の使臣に送ったものである。[岩生 1944:10]

ここでの文理侯は姓名を鄭勦といい相当な老人だが、富裕でかなりの有力者として描かれている。李暉光とベトナム使臣との交歓は史実で、ベトナム側の相手は15世紀後半から16世紀初頭ベトナムを代表する文人官僚馮克寬である。馮克寬は1597年(光興 20)、黎朝のハノイ回復後最初の遣使で北京に滞在中に李暉光と詩を交わし、李暉光は彼からベトナム情報を聞き出している[金 1943: 235-242; Trần Lê Sáng 1985: 126-129; 清水 2002]。

以上の紹介から文理侯は17世紀初頭、ベトナムの対外交易の要地である乂安に駐在する有力人物でとくに交易に関与していたことは搖るぎないが、その一方でベトナム側の年代記史料には全く登場しない。管見の限りベトナム側の史料で文理侯が現れるのは次に紹介する「文理侯陳公碑」(以下「陳公碑」)のみである。筆者が閲覧したの原碑ではなくベトナム国家社会科学委員会漢文・チューノム研究院の所蔵にかかる拓本である(所蔵番号は19307)。一面のみでサイズは 57×125 cm、全22行である[VKHXHVN 1992: 781]。余白に付せられたメモには「河靜省千祿縣月澳社陳族 no. 3」とある。現在 Nguyệt Âu(月澳)という名の社はないが⁷⁾、Hà Tĩnh 省 Can Lộc 縣 Thuờng Nga 社付近である。原碑の正確な所在地・現況は不明だが、目録では祠堂・墓陵(Tử Duờng-Lăng Mộ)の項に列せられており、採拓当時は陳氏の祠堂もしくは文理侯の墓にあったと思われる。以

下に筆者による録文を示す。〔 〕内の二桁の数字は行番号。□は判読不能の字、□囲みの字は復元したもの、？は直前の字の同定に疑問の残ることを示す。16～19行目の銘文は四字句ごとに四字分の空角があるが省略しており、その他は22行目を除いて空白で示した。04～10行と20行目は一字拾頭している。固有名詞には下線を付した。

[01]特賜中興協謀佐理功臣・特進金紫榮祿大夫・總太監・掌宮門承制事・文理侯陳公碑。文理侯羅山[02]月澳密村貴人也。姓陳名靖、善積于家德、顯以世自高。會至祖考積累有、因和宗族宜、其兄弟友愛 [03]尤篤。公蚤承家、少而獨學。義理精通、行實純謹。鄉閭之人皆期必大用也。屬時[04]聖主興于西土、功成坤三。久從主^囲？。忠勤匪懈、宿□有功。[05]正治六年、祇受掌簿・文理子。出入？ 禁闈、罔？加恭慎。[06]光興五年、榮陞奉御承制。在內傳？ 命、盡忠事君。[07]光興十七年秋、加特進金紫榮祿大夫・參知・文理伯。以身許國、從軍有功。奉侍王府、堅守臣節。[08]弘定二年、以堅義從王、超遷參掌、榮封協謀佐理功臣。[09]弘定五年、加受總太監掌宮門承制、進封文理侯。爵愈尊而愈謙、祿益厚而益謹。極內監之寵、司內府之事。[10]主上器其賢、同僚讃其能。諸營奇將士亦聞其稱實之名、同鄉貫施倪均蒙其惠人之澤。以有餘之福德留與子姓、以有[11]餘之錢財資爲功德。一心奉佛、舍利施田。嘉興寺施田參畝・真福寺施田弐畝、以田爲三寶之田、供十之方之佛、將見佛度有[12]緣。志在愛人布恩、厚賜本社密村與田七畝・概村與田七畝・誨村與田六畝・瑤作村與田拾弐畝・阮舍村與田六畝・□為布村[13]與田拾弐畝。付此田與六村之田、使欲人情思？義。楊名後世益顯、流傳萬古亨通。寶貨用之有盡、忠孝享之無窮。有田天錫厚[14]福、名書於丹臺・玉室之中、壽等於琴子・屋脊之上。心々願々總圓成、世々生々常快樂。後之人、求公事跡[15]於千百載之下、頌公之功德

於千萬古之稱、必於此貞珉見而知之。又因而爲之銘曰[16]羅山豪宗、
月澳望族、喜陳鉅公、大人格局、遇聖遭明[17]居官食祿、□在王家、
 意游竺國、舍利施田、奉佛求福、[18]有聖尊扶、受天祐駕、身躬康強、
 壽年永卜、慶衍河沙、[19]名登仙錄、大功德圓、鑄于珉玉 旨
 [20]皇朝弘定萬萬年之七、仲春月穀日。 賜庚辰科正進士出身・竭節
 宣力功臣・奉往北使・特進金紫榮祿大夫・戶部尚書兼國子監祭酒・梅
 嶺侯・上柱國[21]馮克寬毅齋撰。[22] (35字下げ) 丞司勾稽阮廷質奉寫。

10行目までは陳靖の履歴と人となりが記され、11~13行目までが2つの寺への寄進田のリスト、続いて陳靖を褒め称える文章と銘文、最後に紀年と撰者という構成である。弘定七年は1606年に当たる。没年が無く14行目に「名は丹台・玉室の中に書し、寿は琴子・屋住の上に等し」と長寿を言祝ぐ文句があるので立碑時点で陳靖は存命と見てよからう。没後の供養を願う文言がないので后仏碑ではなく通常の寄進・寄贈碑であろう。02行目に「姓は陳、名は靖」とあるので文理侯の本名は陳靖と判明するが、「靖」字は実際は偏と旁とが入れ替えられている。避諱の可能性としては靖都王鄭森 (r. 1767-1782) の王號があるが時代が合わない。後期黎朝では極めて少ないものの私的な避諱も見られたという [Ngô Đức Thọ 1997: 82, 96]。族あるいは村が敬意を表すために避諱を行った可能性が高い。

祖先の姓名官歴も無く、さらに「公は蚤くに承家し、少くして独学す。」とあるようにそれほど有力な家柄だったとは考えられない。彼の代から成り上がった或いは父祖が莫朝に従ったため記載を控えたという2つの可能性があるが、決定打はない。「たまたま時に聖主西土に興り」が清華での黎朝中興を指すことは明らかである。陳靖は黎朝に参加して陞進を遂げることになる。正治六年は1563年に当たり、鄭檢の奏類によって「各監司・護衛及内外文武官員」の職・爵を陞したという A 4 本の記事に対応する⁸⁾。陞

進ルートは掌簿文理子→奉御・承制→參知文理伯→參掌→總太監掌宮門承制文理侯となる。17世紀最初期の官制を記した史料はないが、17世紀中葉発布の法令に見える宦官の等階【表2】と比較すると陳靖の陞進ルートは1658年（永寿元年）発布の閲選式令の等階にはほぼ一致する⁹⁾。『官制例』自体は景興年間（1740-86）以降の編纂にかかるのは確かで該当部分がいつの時点の官制なのか判然としないが、近接箇所では洪徳年間（1470-97）に仮託している。実際に15世紀の官制を反映しているか疑わしいが官品ともに17世紀中葉のそれとほぼ対応する。「内監の寵を極め、内府の事を司る」といった文言と併せ考えれば陳靖は宦官だと断言できる。總太監の正三品という品階は都御史台・都指揮司使などと等しく、六部尚書・都督僉事（従二品）と六部侍郎（従三品）の間に当たる。

以上で日朝越3種の史料が揃った。日本史料と『趙完璧伝』とはかなり共通する記載があるが、『趙完璧伝』と「陳公碑」とでは文理侯の姓名が異なる。『趙完璧伝』の鄭姓は賜姓の可能性があるが、事績を顕彰する碑文にそれを記さないのはやはり不自然である。名の「勦」は字義も悪く人名とは考えにくいのも確かであり、誤字の可能性も考えられる。

一方で3者の一致点は少なくない。まず年代的には近似しており問題ない。また官職も日本史料と「陳公碑」で一致する。「陳公碑」では父安への駐在・貿易への関与に触れないが、その他の箇所でもそれほど具体的な活動を記しているわけではなく問題とするほどではない。趙完璧一行が来着した興元縣と陳靖の出身地羅山縣月澳社とは共に父安処に属し、直線距離で20km程しか離れておらず地理的な面でも一致する。また「陳公碑」の撰者が馮克寬であることも注目に値する。趙完璧が対面した文理侯が李晽光の詩集を所持していたことは文理侯と馮克寬との間で親交があったことを示唆する¹⁰⁾。これらを総合すれば、3種の史料にみえる文理侯は同一人物と見做すべきである。

2. 鄭氏政権と宦官

前章での検討によって文理侯の具体像がある程度明らかになった。彼は南方の要衝乂安に駐在して対日貿易に関与する有力宦官で、馮克寬のような中央の官僚とも親交があった。「陳公碑」で寄進・寄贈した田は総計55畝にも及んでいる。2つの寺・6つの村に分散して寄進しているが、ある村の田を他村に与えるとは考えにくいので、文理侯の財産は縣内の複数の村に散在していたと考えられる。金銭の寄贈が無いことや地域差を考慮する必要があるが、チャン・ティ・トゥイ・ヴィンが集計した京北地方における同種の碑文での田土の広さ [Trần Thị Thúy Vinh 2003: 588-631] と比較するとこれは相当に多く、単純に田土だけを問題にすれば京北地方でこれを超える事例は存在しない。交易への関与がかくも広大な田土の獲得を可能にしたと想定することは許されよう。

対外交易の利権と政治権力とが結びついた例としてはオランダ史料に現れる Ongsjatule (Onghjatulee, Ongiatula) なる人物がいる。彼はベトナム在住の日本人和田理左衛門と結んで絹貿易を掌握していた大官だったが 1652年に謀反を企てて処刑された。ブーフは Ongsjatule を Ông xã (Mr.) tho' lai (書吏) の音写として secrétaire provincial と訳し、金永鍵は ông già tu lê (翁爺司礼) に当てる「礼部尚書くらいの地位に在った者」とする。コールハースは有力なマンダリンとし栗原もこれに従っている [Buch 1937: 129; 金 1943: 57; Coolhaas 1964: 424; 栗原 1993: 17-18]。一方ティラーは次に掲げる TT 王辰 (慶徳) 4年 (1652) 春3月条 [陳 1984-86: 953] によってこのオンヤトゥレーを宦官の黃仁勇に同定する [Taylor 1987: 9-10]。

春三月、黃仁勇が謀反を図り誅殺された。仁勇は宦官（閻人）で君寵

を得て官は掌司禮監少保郡公に至り鄭欗の姓名を賜った。その権勢と禄とはとても大きく日ごとに驕慢になった。そこで部下の陳仁璉とともに宣徳と号する妖人をかこって反乱を企てた。事が発覚して朝臣に議論させ、黃仁勇はさらし首、陳仁璉と宣徳等はみな陵遲として衆人に晒した。

ベトナム語への復元は金説の通りだが、tu' lê は司礼監 (tu' lě giám) の事に相違なくティラーが正しい。さて、管見の限り黃仁勇の名が現れるのは上記記事と次に掲げる1647年に発給されたブーコン Vũ Công 家所蔵の辞令書のみである¹¹⁾。

勅特進金紫榮祿大夫・司禮
 監少監・右題點・演派伯
 柱國・中階・武文程。爲
 翌雲贊治功臣・司禮監掌
 監兼各監司事・副將・少保・
 善郡公鄭欗類監司、侍隨
 謙定府、應務日久。再隨征討
 賊各處有功、應陞左題點
 職、可爲特進金紫榮祿
 大夫・司禮監僉太監・左
 題點・演派伯・柱國・中秩。故
 勅。

福泰五年九月初八日 [勅命／之寶]

この文書は司礼監少監の武文程の陞進を記す勅書である。注目すべき点は(1)辞令書に鄭欗=黃仁勇の名が現れることと(2)「謙定府に侍隨して

応務すること日に久しう」という表現である。まずは(2)について検討する。

謙定府とはこの2年前に王世子の鄭柟が開いたものである。彼は同時に副都將太保西郡公から欽差節制各處水步諸營掌國權柄左相太尉西國公へと陞進し、鄭柟の後継者としての地位を確かなものとした[陳 1984-86: 950]。1599年に鄭松が平安王となって王府を開いて以降、王府が政府の中権となって黎朝の官制機構の形骸化が進み、18世紀には六番の設置など次第に肥大化していったことは夙に知られるところである。また、六番官に宦官が入り込み財政を掌握していったことは和田[1978: 27-28]が指摘しているが、武文程は司礼監少監・右題點という官を帯びたまま王世子鄭柟の私官として近侍していたことになる。府の機能は未解明だが17世紀段階では王世子といえどもその地位は安泰ではなく、複数の王子達が府を開いて互いに競い合う状況であった。リクルートの詳細は不明だが、文武の臣僚達もそれぞれ王子達と関係を持ち、次王位獲得の曉には「潛邸之功」を賞されて出世することになる。この史料は宦官もこの例に漏れないことを示している¹²⁾。

(1)については同家所蔵の同種の文書をもう一例示す。

勅朝烈大夫・光祿寺寺丞・正隊長・

恩忠侯・武公權。爲奉侍日久、

攀附忠勤、累隨征伐有功。奉

欽差節制各處水步諸營兼掌

庶政・太尉・謙國公鄭柟、恭奉

大元帥統國政・上盛父師・盛功仁明

威德定王旨准、陞次有朝臣簽議、

應陞都使職、仍爵可爲英烈將軍・

錦衣衛都指揮使司都指揮使・

恩忠侯・上輕車尉・中聯。故

勅。

正和七年（1686）七月二十九日 [勅命／之寶]

ここでは鄭欖の位置に王族宰相である鄭栢の名があり、定王すなわち鄭根の旨准を中継している。一般にこの種の文書は(A)被任命者の前職と姓名(B)陞進理由(C)陞進後の官職・爵位(D)年号と「勅命之寶」印という構成をとり、これは城隍神¹³⁾への封贈の場合も同じである。そして(B)部分には上記の如く仲介者的人物の名が入ることがある。はっきりしたことは分からぬがこの仲介者的人物が当該人事に何らかの関与を行ったと推測される。武文程の場合であれば「監司を類する」とは宦官組織の責任者である鄭欖=黃仁勇が勤務評定を行ったことを意味するのであろう。この推測を踏まえた上で次の史料をみてみよう。

吏部爲恩命事。永祚十年（1628）五月初三日、輔國純信叶謀佐理翊運
贊治功臣・司禮監總太監掌監兼各監司事・中軍都督府左都督・少傅・
岳郡公裴仕林欽奉敕旨、準本部奉賜范公著第三甲同進士出身、賞四資、
欽此。…『丞相范公年譜』（漢文・チューノム研究院蔵 A. 1368）附錄
丞相敕文各道 恩命）

これは吏部による科挙登第順位認定書であり勅書とは異なるが広い意味で辞令書の範疇に含まれる。ここでは仲介者的人物に裴仕林の名があるが、彼は和田〔1978：29〕の紹介するように17世紀初頭に鄭松の下で位人臣を極めた大物宦官である。次代の鄭粧の繼位にも決定的役割を果たして「王府に陪侍して国事に参議せしめ」られるにまで至った¹⁴⁾。そのご彼は1631年の南伐に合わせて清華へ出鎮しそのまま1643年に同地で没する¹⁵⁾。清華は黎朝と鄭王家発祥の地でかつ南隣の乂安と共に对外交易の拠点でもある

要地である。すでに阮氏との戦争も始まっており清華への出鎮は強ち左遷とも言えないが、出鎮前後に大規模な人事異動を敢行して鄭氏一門の大量陞進が行われ、かつて謀反の疑いをかけられて裴仕林に監禁された阮啓が阮實とともに宰相(国老參預朝政)に就任している[陳 1984-86: 943-945]。これらの動きは一連のものでその権勢を恐れた鄭梱による措置であろう。以上の経緯も斟酌すれば、前引史料に見える裴仕林の位置は科挙官僚も含めた人事全般に彼が関与していた証拠であると考える。

再び対外交易に戻ろう。文理侯の「父安処總太監掌監事」という肩書きは、素直に解釈すれば父安における内監に関わる事柄の総責任者と言うことになるが具体的には何を指すのであろうか。前章での議論やフィッセルの「貿易に関しては、自由貿易ではなく、制限貿易である。第一に、トンキンの奥地に報告が送られ、国王の命令を持って宦官が川を下るまで、ジャンク船は荷物の積下しが許されず、非常に厳重な見張りをつけられる。」という証言 [永積 1969: 13] より、対外交易が含まれることは疑いなかろう。だが対外交易が宦官の専管事項であったかどうかは疑わしい。【表1】には華郡公なる人物がみえるが、彼は細川忠興 (No. 7)、島津家久 (No. 5, 8)などとも通交しており、No. 12 では角倉船の乗組員小嶋田政之に書を付すなど交易への関与は明らかである。この華郡公は NVH 本永祚八年 (1626) 七月辛卯条に見え、本名は不明だが中央から派遣された將軍達の指揮下で南征の先遣隊を務めている。布政州は阮氏領と接する最前線であり、この後にややインフレが進むとはいへ副将（副都將）は鄭氏王族のほかでは黃廷愛や阮有僚などの宿将が帶びる重要な称号である。また No. 12 では息子達が高官となり娘は皇妣となったなどと一家の繁栄を誇らしげに語っている。裴仕林や黃仁勇の例に見えるように宦官が軍官を兼帶することは珍しくないが軍官のみを帶びる例はない。華郡公は宦官ではなく武班に属する高位武官であろう。オランダ史料では「日本人は右フランカキの小

島（父安沖の海島）の下にそのジャンク船を碇泊したる後、直ちに領主に到着を報ず。領主は国王の若き子息の一人にしてこの地を支配せるがゆえに、荷物を卸し川を上る船を請求せんがためなり。」[村上 1970: 251]との報告もあり、鄭氏王族も交易に関与している。船の手配だけではなく積み荷の検査もこの王子の差配によって行われたと推測される。

制度史料の不備はあるとはいえ、管見の限りではこの時期のベトナムには市舶司のような対外海上交易を専管する衙門が確認されない。一方で王族や高位武官の交易への参画も確認され、文理侯の肩書きと動向は中国明朝における宦官の徵税官系統の「特務職」[野田 1993: 50]を連想させる。山内晋次 [2003: 222-223] はモンゴル帝国や清朝を含めた中国の諸王朝で王権に近侍する側近集団と対外海上交易との間に密接な繋がりが通時に看取され日本や東南アジアでも類例が見られると問題提起している。著名な和田理左衛門のケース以外にもウルスラなる宮廷とパイプを持つ日本人女性がオランダ人の手引きを行い [永積 1992a]、1669年にキリスト教徒の宦官がフランス人商人と MEP 宣教師のフォーヒエン滞在許可獲得を仲介したケース [Nguyễn Văn Kiêm 2001: 124] などが知られており、本稿の諸例も同様の性格を持つと考えるべきかも知れない。

小結

「はじめに」で略述したように、従来の後期黎朝政治史は地域対立と結合した文人と武人との抗争の時代として捉える考えが主流を占め、とくに17世紀後半は文人官僚が武断支配に挑戦を開始する転機と見做されていた。宦官の兼官は地方行政に携わる場合でも軍政双方を統べる鎮守・留守といった武班の官職であり、基本的に文班の官職を帯びることはない [和田 1978: 24-28]。文人科挙官僚への不信感が宦官の跋扈を生んだというユ・インスンの説には疑問が残る。対外交易に関する事例は王権との距離が重

要であることを示唆するものの高位文官は全く現れず、18世紀に入ると軍事指揮官として出陣する宦官の事例が増加するなどその役割は武班に近い事例が多い。一方で中国との冊封・朝貢関係の場においては主に文班の人間が活動している¹⁶⁾。年次不明ながら使臣に選ばれた者に寓禄・田禄を与える規定があり¹⁷⁾、朝貢使節への選抜は科挙官僚の陞進階梯に組み込まれている。

他方、地域対立の側面についてみれば宦官の出身地には（不明の者も多数いるが）顕著な偏りは見られない¹⁸⁾。ティラーやウィットモアの議論は国家はどうあるべきかというイデオロギー・政治思想をめぐっての争いという側面に重点を置いていたため、実際の政治過程上での対立動向と直接連動させる必要はないものの、文武の対立と地域対立を結びつける従来の解釈では説明がつきにくいことも確かである。裴仕林のケースなどは基本的に鄭松から鄭粧への代替わりに伴う奪権闘争の一環とみるべきで、地域対立や文武の確執に直接の原因を求める必要はない。

本稿で確認してきた様に、後期黎朝の場合、宦官の活動分野は軍事・行財政・人事など国家活動のあらゆる面に及んでいるが、中国明朝に典型的に見られる内廷と外朝の対立といった要素は見てこない。個々の宦官の浮沈はあったが、裴仕林の後には黃仁勇がありその刑死後は Ongsjadee なる宦官が権勢を振るったという [栗原 1993: 28]。また正和 7 年 (1686) に出された朝政や大礼への参加に関する規定である「旨傳申明官僚品服」では武班・内監・文班の順に規定が並べられている¹⁹⁾。17世紀についてみる限り、宦官は事実上文武班とともに外朝部分の運営にも《正規》の構成員として携わる存在であり、監班の成立もその一つの帰結であった。18世紀の政情はさらに混沌としている。単に宦官というアクターを加えて鼎立に枠組みを組み替えるのではなく、従来の長期的視野に立った研究を踏まえつつ、個々の政治状況に密着した分析を加えることが重要になろう。

註

- 1) 『歴朝憲章類誌』卷13 官職誌。
- 2) [陳 1984-86 : 845]。A 4 本では雄郡公。A 4 本およびNVH 本については〔蓮田 2003〕参照。
- 3) やや図式的に分類すると、ベトナム対外交易史では [Maybon 1920; Thành Thé Vỹ 1961; AVH & PACHHP 1994]、日越交渉史（朱印船貿易史）では [金 1943; 岩生 1944, 1985; 永積 2001]、蘭越交渉史では [Buch 1937-38; 永積 1992 b; 加藤 1993; 栗原 1993]、キリスト教布教史では [五野井 1991, 1993, 1994; Nguyễn Văn Kiêm 2001] 等がある。
- 4) 川島元次郎 [1917 : 51-52] が全文を翻字しているが文意が繋がらず誤字と思われる箇所が複数ある。原文書閲覧の機会を得られなかったこともあり後考を期したい。
- 5) この表は日越交易に関わるベトナム側の人物を残さず網羅するためのものではないので鄭氏の当主などは除外している。また例えば『外蕃通書』所収文書の多くは『異国日記』に納められているが、紙幅の関係もあって出典についても網羅的記載はしていない。
- 6) 舒郡公は No. 1、広富侯は No. 2 の人物である。TT 乙卯（弘定）16年（1615）秋閏八月条 [陳 1984-86 : 930] (NVH 本では 9 月) より舒郡公は乂安南塘縣出身の有力武将阮景堅と判明する。また章回小説の形式を取った家譜とされる『驍州記』によれば広富侯は阮景堅の次子で平安王鄭松の娘を娶った阮景河である [陳慶浩 et. al. 1992: 187-188, 264-265]。
- 7) 19世紀初頭成立の村落リスト『各鎮総社名備覽』では乂安の徳光府羅山縣萊石總に月澳社がみえ、成立は19世紀末だがソースは19世紀中葉のものである『同慶御覽地輿誌』でも乂安省の徳寿府羅山縣萊石總に月澳社がある。
- 8) A 4 本 卷18 癸亥正治 6 年夏 4 月条。
- 9) 司礼監以外の都察官や内府監などの構成もほぼ同じである。
- 10) なお、馮克寛の爵位について編纂史料はいずれも弘定 3 年（1602）に戸部尚書梅郡公となったとする (NVH 本 卷20 壬寅 (弘定) 3 年春 2 月条、A 4 本同条、『歴朝憲章類誌』人物誌 黙賢之輔 馮克寛)。しかし、弘定 6 年 (1605) の紀年を持つ「重修遊英寺記并銘」(『清化省碑記詩文類編』(漢文・チューノム研究院蔵 VHv. 1739) 所収) でも「庚辰科進士出身竭節宣力功臣・奉往北使・特進金紫榮祿太夫兼國子監祭酒・梅嶺侯・柱国」とある。同時代史料でもあり「陳公碑」が正しいと思われる。
- 11) ナムディン省ブバン県ダイアン社アンファン村ブーコン家所蔵。2003年 8

月26日撮影。なおこの調査は科研「紅河デルタ農村における超村落的な実践と空間認識の歴史的研究」(基盤研究(B)(1)、松尾信之 代表、2002-2004年度)の一環として行われた。調査にご協力頂いたブーコン家の方々をはじめ日越双方の関係各位に深謝します。

- 12) ただし異姓大官が開いた府も存在する。そこでも同様の事象が見えるのは現在のところ不明である。
- 13) ベトナムにおける城隍神 *thành hoàng* は中国と異なって村落の守護神であり、祭神も自然神から実在の人物まで様々である。
- 14) NVH 本永祚 5 年 (1623) 秋 8 月初 3 日～9 月条。
- 15) [陳 1984-86: 944]、NVH 本癸未 (陽和) 9 年年末条。
- 16) 1683年 (正和4／康熙22) に黎玄宗・嘉宗の諭祭使としてベトナムに派遣された周燦の記録『使交紀事』(中国国家図書館蔵)によれば、一行がハノイ対岸の嘉林縣にある公館に入ったとき、東軍都督府都督僉事韶郡公鄭植と東軍都督府都督僉事柱郡公阮光益の二人が四人の文官と共にこれを迎えている。また滞在中に数名の宦官が一行と接触しているが、基本的に清使の応接は文官が行っている。なお、本史料は科研「不可視の時代の東南アジア史：文献史料読解による脱構築」(基盤研究(B)(1)、早瀬晋三 代表、2003-2005年度)の一環として2005年3月に行った中国調査にて収集したものである。ベトナムの対清遣使については許文堂 [2000] が一覧に纏めている。
- 17) 『黎朝会典』(漢文・チューノム研究院蔵 A. 52 本) 戸属。一方で「監班寓禄」には「巡渡場廠」からの収入の三分の一が充てられている。
- 18) 例えば、前章にて紹介したブーコン家は1663年に掌司礼監總太監兼各監司事となった武公添をはじめ、多数の有力宦官を輩出している。
- 19) 『国朝詔令善政』(漢文・チューノム研究院蔵 A. 257 本) 卷四 礼属下。但し永寿4年 (1661) 発布の「申明品服行儀令」(『国朝詔令善政』卷三 礼属上) では武班・文班・内監・吏員学生などの順となっている。

参考文献・略号

- A 4 本 : A 4 本『大越史記統編』。ベトナム国家人文社会科学委員会漢文・チューノム研究院蔵。架蔵記号 : A 4 /1-4。
- AVH&PACHHP=Association of Vietnamese Historians and People's Administrative Committee of Hai Hung Province. 1994: *Pho Hien: the Center of International Commerce in the XVIIth-XVIIIth centuries.* Hanoi: The Gioi publishers.

- Buch, W. J. 1937-38: *La Compagnie des Indes Néerlandaises et l'Indochine.* BEFEO t. 36, pp. 97-196/t. 37, pp. 121-237.
- 陳慶浩&鄭阿財&陳義（主編）1992：『皇越龍興誌・驩州記・後陳逸史』（越南漢文小說叢刊 第二輯）、台北：台灣学生書局。
- 陳荆和（編校）1984-86：『校合本 大越史記全書』（上中下）、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター。
- Coolhaas, W. Ph. (ed.) 1964: *Generale missiven van gouverneurs-generaal en raden aan Heren XVII der Verenigde Oostindische Compagnie.* Deel II, 's-Gravenhage: M. Nijhoff.
- 藤田明良 2001：「琉球王子殺害事件」と薩摩安南通交に関する新史料——『増補 耽羅誌』所載の1611年漂着交戦記事——」海域アジア史研究会2001年1月例会口頭発表。
- 五野井隆史 1991：「イエズス会日本管区によるトンキン布教の始まり」『史学』60-4、pp. 91-113。
- 五野井隆史 1993：「一六二六年、日本イエズス会士のトンキン報告書」『東京大学史料編纂所研究紀要』3、pp. 125-139。
- 五野井隆史 1994：「イエズス会非会員のコングレサガンと階層化——日本の同宿とトンキンのカテキスタの関わり——」『史学雑誌』103-3、pp. 35-73。
- 蓮田隆志 2003：「大越史記本紀続編」研究ノート』『アジア・アフリカ言語文化研究』66、pp. 299-317。
- 林屋辰三郎 1944：『角倉了以とその子』星野書店。
- 岩生成一 1944：「安南国渡海朝鮮人趙完璧について」『朝鮮学報』6、pp. 1-12。
- 岩生成一 1972：「日本南方諸国往復書簡（補遺）」『南島史学』創刊号、pp. 62-85。
- 岩生成一 1985：『新版 朱印船貿易史の研究』吉川弘文館。
- 加藤栄一 1993：「十七世紀中葉連合東インド会社の対日交渉と情報伝達網〔第二部〕——ヤハト船リロ号の東京航海をめぐって——」『東大史料編纂所研究紀要』3、pp. 1-21。
- 川島元次郎 1917：『徳川初期の海外貿易家』仁友社。初版：1916、大阪：朝日新聞。
- 金永鍵 1943：『印度支那と日本との関係』富山房。
- 栗原福也 1993：「オランダ東インド会社とトンキン 一六五三年——Generale Missiven 1654 より——」『東京女子大学社会学会紀要』21、pp. 1-30。

- 村上直二郎（訳注）・中村孝志（校注）1970：『バタヴィア城日誌』1、平凡社東洋文庫。
- 永積洋子（訳）1969：『平戸オランダ商館の日記』第3輯、岩波書店。
- 永積洋子 1992 a：「再考 トンキンの日本人通詞ウルスラ」『日本歴史』532、pp. 79-82。
- 永積洋子 1992 b：「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」『城西大学大学院研究年報』8、pp. 21-46。
- 永積洋子 2001：『朱印船』吉川弘文館。
- Ngô Đức Thọ. 1997: *Nghiên cứu chữ huy Việt Nam qua các triều đại./Les caractères interdits au vietnam à travers l'histoire.* Hà Nội: Nxb Văn hóa.
- Nguyễn Văn Kiệm. 2001: *Sự du nhập của đạo Thiên chúa giáo vào Việt Nam từ thế kỷ XVII đến thế kỷ XIX.* n. p.: Hội khoa học lịch sử Việt Nam, TT UNESCO bảo tồn và phát triển văn hóa dân tộc Việt Nam.
- 野田徹 1993：「明朝宦官の政治的地位について」『九州大学東洋史論集』21、pp. 47-64。
- N VH 本 : NVH 本 「大越史記本紀続編」(VKHXHVN. *Đại Việt Sử Ký Toàn Thư: Bản in Nội Các Quan Bản mộc bản khắc năm Chính Hoá thứ 18* (1697). 4tập, Hà Nội: Nxb KHXH, 1998 附収)。
- 清水太郎 2002：「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(3) —— 1597年の事例を中心に ——」『北東アジア文化研究』16、pp. 35-54。
- 許文堂 2000：「十九世紀清越外交関係之演変」『中央研究院近代史研究所集刊』34、pp. 269-319。
- Smith, R. B. 1973: *The Cycle of Confucianization in Vietnam.* Vella, Walter F.(ed.). *Aspects of Vietnamese History.* University Press of Hawaii, pp. 1-29.
- Taylor, Keith W. 1987: The Literati Revival in Seventeenth-century Vietnam. *JSEAS* 18(1), pp. 1-23.
- Taylor, Keith W. 1998: Surface Orientations in Vietnam: Beyond Histories of Nation and Region. *JAS* 57(4), pp. 949-978.
- Thành Thủ Vỹ. 1961: *Ngoại thương Việt-Nam: hồi thế kỷ XVII, XVIII và đầu XIX.* Hà Nội: Nxb bản Sứ học.
- Trần Lê Sáng. 1985: *Phùng Khắc Khoan: Cuộc đời và thơ văn.* Hà Nội: Nxb Hà Nội.
- Trần Thị Thùy Vinh. 2003: *Văn bia thời Lê xú Kinh Bắc và sự phản ánh*

sinh hoạt làng xã / The Stelae of the Kinh Bắc Region during the Lê Period: Reflections of Village Life. Hà Nội: Nxb VHTT.

TT:『大越史記全書』→[陳 1984-86]

VKHXHVN=Viện khoa học xã hội Việt Nam. 1992: *Văn Khắc Hán Nôm Việt Nam*. Hà Nội: Nxb Khoa Học Xã Hội.

和田正彦 1976:「ヴェトナムにおける宦官の受容とその呼称について」『慶應大学言語文化研究所紀要』8、pp. 21-40。

和田正彦 1977:「ヴェトナム李・陳・黎三朝の宦官について」『慶應大学言語文化研究所紀要』9、pp. 39-61。

和田正彦 1978:「ヴェトナム黎末阮初の宦官について」『慶應大学言語文化研究所紀要』10、pp. 23-43。

Whitmore, John K. 1995: Chung-hsing and Cheng-t'ung in Text of and on Sixteenth-Century Viet Nam. Taylor, Keith and Whitmore, John K. (eds.). *Essays into Vietnamese Pasts*. Ithaca, New York: Southeast Asian Program, Cornell University, pp. 116-136.

Whitmore, John K. 1997: Literati Culture and Integration in Dai Viet, c. 1430-c. 1840. *MAS* 31(3), pp. 665-687; Rpt. in Lieberman, Victor (ed.). *Beyond Binary Histories: Re-imagining Eurasia to c. 1830*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1999, pp. 221-243.

大和文華館 2002:「特別展 没後370年記念 角倉素庵——光悦・宗達・尾張徳川義直との交友の中で——」、奈良:大和文華館。

山内晋次 2003:「東アジア・東南アジア海域における海商と国家」『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、pp. 195-228。

八尾隆生 2001a:「山の民と平野の民の形成史——15世紀のベトナム」石井米雄(責任編集)『東南アジア近世の成立』岩波書店(岩波講座 東南アジア史3)、pp. 205-231。

八尾隆生 2001b:「収縮と拡大の交互する時代——16-18世紀のベトナム」石井米雄(責任編集)『東南アジア近世の成立』岩波書店(岩波講座 東南アジア史3)、pp. 233-259。

Yu, Insun. 1980: Political Centralization and Judicial Administration in Seventeenth and Eighteenth Century Vietnam. *Journal of Asiatic Studies*, 23(1), Seoul, pp. 117-137.

(文学研究科特任研究員)

【表1】日本・ベトナム往復書簡に現れるベトナム側官人

No.	西暦	肩書	出典
1	1610	安南国老中軍都督府右都督兼知大医院掌院事舒郡公	外 12
2	1610	安南国揚武威勇功臣錦衣衛衛事駒馬都尉広富侯	外 12
3	1610	安南国父安處總太監掌監事文理侯	外 12
4	1611	安南国北軍都督華郡公	藤田 2001
5	1612	安南国文理侯	岩生 1972
6	1612	安南布政右奇副將北軍都督府都督同知華郡公	岩生 1972
7	1616	安南布政右奇副將北軍都督府都督同知華郡公	外 13
8	1619	安南国布政都堂右府華郡公	外 13
9	1624	総鎮官父安處和義衛副將少保華郡公阮相公	外 13、岩生 1972
10	1625	安南国太監	図録
11	1632	安南国王府内監兼都察監総太監掌監事派郡公	外 14

外：「外蕃通書」安南国書。数字は冊数。

図録：大和文華館 2002

【表2】官官等階表

『官制例』		1658-a	1658-b	1660	1667
正三品	総太監	総太監	掌監 參掌監 參知総太監	総太監	総太監 掌監
従三品	都太監	都太監	都太監	都太監	都太監 參掌
正四品 従四品	太監 僉太監	太監 僉太監	僉太監	太監 僉太監	太監 僉太監
正五品 従五品	同知 左右少監	同知 左右少監	同知 少監	同知 參掌	參知 同知
正六品 従六品	左右監丞	左右監丞	左右監丞	同知監 左右少監	同知監 少監
正七品 従七品	左右提點	左右提點	左右提點	左右監丞 左右題點	左右監丞 提點
正八品 従八品	所属在内衙門司正・院正 所属在内衙門司副・院副	司正使 司正副 奉御司副 掌薄	司正使 司正副 奉御司副 掌薄	司正 司副 奉御 掌薄	司正 司副 奉御 監掌簿 承制
	掌簿・宣達局局正 各寺觀司使・宣達局局副			奉御 監簿	

『官制例』：『校定黎朝官制例』（漢文・チューノム研究院藏 A.51 本）皇朝官制第五
内官官制・司礼監

1658-ab：閏選体式令『國朝詔例善政』卷二、戸属

1660：詳政目品條令『國朝詔令善政』卷三、礼属上

1667：旨准許内監各員饒蔭例『國朝詔例善政』卷一、吏属

SUMMARY

The Eunuchs in the Seventeenth Century Vietnam

Takashi HASUDA

In the seventeenth and eighteenth centuries Vietnam, the eunuchs played important roles in many fields: military affairs, foreign trade, and so forth. In 1739, the eunuchs officially obtained equal position with literati and military officers, although their success did not last long. But researches of the early modern Vietnamese history has given little attention to the eunuchs themselves. This article starts from the investigation of sources on an eunuch, Van Ly hau, then discusses the political role and status of Vietnamese eunuchs as a whole.

Van Ly hau was a very unique person since his name appears in historical sources of many countries; Japan, Korea, and Vietnam. According to Japanese and Korean sources, he was a key figure who took charge in foreign trade in Nghe An province. In Vietnamese sources, however, his commercial activity was not mentioned but it is recorded that he was a powerful eunuch serving Trinh family.

From an investigation of a letter of appointment, as well as bureaucrats and military officers, the eunuchs acted in competition for the throne which is a feature of Vietnamese political situation in the seventeenth century. Meanwhile they did not monopolized foreign trades because royal family and high-rank military officers also had interests in it. The eunuchs were not henchmen depending on the king's favor but regular member of the political history of the Le dynasty Vietnam.

キーワード：ベトナム，鄭氏政権，宦官，黎朝